

特定非営利活動法人 ICT活用グループ 定款

平成 21 年 6 月 20 日制定
平成 22 年 8 月 30 日改訂

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 I C T 活用グループという。また、略称は iPug とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大分県豊後高田市新地 1168 番地 3 に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人はやる気と行動力のある会員が得意な分野において活躍するスペシャリスト集団を目指し、地域経済の推進及び地域社会への貢献をすることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)まちづくりの推進を図る活動

(2)情報化社会の発展を図る活動

(3)経済活動の活性化を図る活動

(4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)オンラインショップ戦略アドバイザー育成派遣事業

(2)地域情報配信サービス事業

(3)地域ネットワークインフラ基盤の整備事業

(4)I C T コンサルティング事業

(5)その他、上記業務内容に付随する全ての業務

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(正会員である個人を「個人正会

員」、正会員である団体を「団体正会員」といい、両者を総称して「正会員」という。)

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、かつこの法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 理事長に退会届けを提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議より、これを除名することが出来る。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるべきなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く

(1)理事 3名以上

(2)監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。必要に応じて専務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の

残存期間とする。

4 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

○ 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるべきなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な場合は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決により、理事長が任免する。

○ 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

第4章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)会員の入会金及び会費

(5)事業報告及び収支決算

(6)役員の選任又は解任、役員の職務及び報酬

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度に1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、開催の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 総会における各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号及び52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 39 条 この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

○ 第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(6) 破産手続開始の決定

○ (7) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、大分県に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 58 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 59 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雜 則

(細 則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附 則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 飯田 陽一

副理事長 永野 憲一郎

専務理事 米田 拓

監事 金岡 次男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算是、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 団体正会員 入会金 10,000 円 月会費 0 円

(2) 個人正会員 入会金 5,000 円 月会費 0 円

(3) 特別会員 入会金 3,000 円 月会費 0 円

特定非営利活動法人 ICT活用グループ 定款

平成 21 年 6 月 20 日制定

平成 22 年 8 月 30 日改訂

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 I C T 活用グループという。また、略称は iPug とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大分県豊後高田市新地 1 1 6 8 番地 3 に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人はやる気と行動力のある会員が得意な分野において活躍するスペシャリスト集団を目指し、地域経済の推進及び地域社会への貢献をすることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)まちづくりの推進を図る活動

(2)情報化社会の発展を図る活動

(3)経済活動の活性化を図る活動

(4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)オンラインショップ戦略アドバイザー育成派遣事業

(2)地域情報配信サービス事業

(3)地域ネットワークインフラ基盤の整備事業

(4)I C T コンサルティング事業

(5)その他、上記業務内容に付随する全ての業務

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(正会員である個人を「個人正会

員」、正会員である団体を「団体正会員」といい、両者を総称して「正会員」という。)

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、かつこの法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 理事長に退会届けを提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議より、これを除名することが出来る。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く

(1)理事 3名以上

(2)監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。必要に応じて専務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の

残存期間とする。

4 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な場合は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決により、理事長が任免する。

3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

第4章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)会員の入会金及び会費

(5)事業報告及び収支決算

(6)役員の選任又は解任、役員の職務及び報酬

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度に 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、開催の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 総会における各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項第 2 号及び 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 39 条 この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

○ 第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(6) 破産手続開始の決定

○ (7) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、大分県に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 58 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 59 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雜 則

(細 則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附 則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 飯田 陽一

副理事長 永野 憲一郎

専務理事 米田 拓

監事 金岡 次男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 団体正会員 入会金 10,000 円 月会費 0 円

(2) 個人正会員 入会金 5,000 円 月会費 0 円

(3) 特別会員 入会金 3,000 円 月会費 0 円